

◎ 国家公務員法の一部を改正する法律案新旧対照表

○ 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）（抄）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（他の役職員等についての依頼等の規制） 第六六条の二 〔略〕</p> <p>第六六条の二の二 職員であつた者は、離職前五年間に在職していた府省その他の政令で定める国の機関、行政執行法人又は都道府県警察に属する役職員と意思を通じて、継続的に、営利企業等に対し、役職員をその離職後に、若しくは他の役職員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就かせることを目的として、当該役職員若しくは役職員であつた者に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は役職員をその離職後に、若しくは当該役職員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就かせることを要求し、若しくは依頼してはならない。</p> <p>（在職中の求職の規制） 第六六条の三 〔略〕</p> <p>② 前項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。</p> <p>一 退職手当通算予定職員（第六六条の二第四項に規定する退職手</p>	<p>（他の役職員等についての依頼等の規制） 第六六条の二 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>（在職中の求職の規制） 第六六条の三 〔略〕</p> <p>② 前項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。</p> <p>一 退職手当通算予定職員（前条第四項に規定する退職手当通算予</p>

当通算予定職員をいう。以下同じ。)が退職手当通算法人に対して行う場合

二～四 [略]

③～⑤ [略]

(管理職職員等の再就職の規制)

第六六条の三の二 管理又は監督の地位にある職員の官職として政令で定めるものに就いている職員(以下「管理職職員」という。)

(退職手当通算予定職員を除く。)及び管理職職員であつた者(退職手当通算予定職員及び退職手当通算離職者(退職手当通算予定職員であつた者であつて引き続き退職手当通算法人の地位に就いている者をいう。以下同じ。))を除く。)(以下「管理職職員等」という。))は、政令で定めるところにより、内閣総理大臣の承認を得なければ、次に掲げる法人(当該管理職職員等が当該官職に就き、若しくは就いていたときに在職し、若しくは在職していた府省その他の政令で定める国の機関(以下この項において「国の在職機関」という。))が所管するもの又は国の在職機関が所管する事業を主たる事業として行うものに限る。以下「特定独立行政法人等」という。)(役員その他の地位であつて政令で定めるもの(以下この項において「役員等の地位」という。))に就くことを承諾し、又は就いてはならない。ただし、管理職職員等がその役員等の地位に就いた法人がその後、特定独立行政法人等に該当することとなつた場合(当該特定独立行政法人等の役員等の地位に就くことが本文の趣旨に照

定職員をいう。以下同じ。)が退職手当通算法人に対して行う場合

二～四 [略]

③～⑤ [略]

[新設]

らし適当でない場合として政令で定める場合を除く。）は、この限りでない。

一 行政執行法人以外の独立行政法人

二 特殊法人等（法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人（独立行政法人に該当するものを除く。）のうち政令で定めるものをいう。）

三 認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち政令で定めるものをいう。）

四 公益社団法人又は公益財団法人（国の在職機関と特に密接な関係があるものとして政令で定めるものに限る。）

② 前項の規定によるもののほか、管理職職員等は、離職後五年間は、政令で定めるところにより、内閣総理大臣の承認を得なければ、当該管理職職員等が同項に規定する官職に就き、若しくは就いていたときに在職し、若しくは在職していた府省その他の政令で定める国の機関、行政執行法人若しくは都道府県警察（以下この項において「在職機関」という。）の監督その他の関与を受けて主たる事業を行い、又は在職機関と特定の契約関係にある法人であつて、在職機関と密接な関係があるもの（同項各号に掲げる法人を除く。）として、政令で定めるもの（以下「特定関係法人」という。）の役員その他の地位であつて政令で定めるものに就くことを承諾し、又は就いてはならない。この場合においては、同項ただし書の規定を準用する。

③ 内閣総理大臣は、前二項の承認の申請があつたときは、当該申請

に係る管理職職員等が当該申請に係る前二項に規定する地位(以下「役員等の地位」という。)に就くことにより公務の公正性の確保に支障が生ずると認められる場合その他当該申請に係る管理職職員等が当該申請に係る役員等の地位に就くことが前二項の規定の趣旨に照らし適当でないとして認められる場合を除き、その承認をするものとする。

④ 第一項及び第二項の規定による内閣総理大臣が承認する権限は、再就職等監視委員会に委任する。

⑤ 前項の規定により再就職等監視委員会に委任された権限は、政令で定めるところにより、再就職等監察官に委任することができる。

⑥ 再就職等監視委員会が第四項の規定により委任を受けた権限に基づき行う承認(前項の規定により委任を受けた権限に基づき再就職等監察官が行う承認を含む。)についての審査請求は、再就職等監視委員会に対して行うことができる。

(再就職者による依頼等の規制)

第百六条の四 職員であつた者であつて離職後に営利企業等の地位に就いている者(退職手当通算離職者を除く。以下「再就職者」という。)は、離職前五年間に在職していた局等組織に属する役員又はこれに類する者として政令で定めるものに対し、国、行政執行法人若しくは都道府県と当該営利企業等若しくはその子法人との間で締結される売買、貸借、請負その他の契約又は当該営利企業等若しくはその子法人に対して行われる行政手続法(平成五年法律第

(再就職者による依頼等の規制)

第百六条の四 職員であつた者であつて離職後に営利企業等の地位に就いている者(退職手当通算予定職員であつた者であつて引き続きいて退職手当通算法人の地位に就いている者(以下「退職手当通算離職者」という。)を除く。以下「再就職者」という。)は、離職前五年間に在職していた局等組織に属する役員又はこれに類する者として政令で定めるものに対し、国、行政執行法人若しくは都道府県と当該営利企業等若しくはその子法人との間で締結される

八十八号)第二条第二号に規定する処分に関する事務(以下「契約等事務」という。)であつて離職前五年間の職務に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

②⑨ [略]

(設置)

第百六条の五 [略]

② 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 [略]

二 第百六条の三第三項、第百六条の三の二第四項及び前条第六項の規定により委任を受けた権限に基づき承認を行うこと。

三 [略]

(再就職等監察官)

第百六条の十四 [略]

② 監察官は、委員会の定めるところにより、次に掲げる事務を行う。

一 第百六条の三第四項、第百六条の三の二第五項及び第百六条の四第七項の規定により委任を受けた権限に基づき承認を行うこと。

二④ [略]

売買、貸借、請負その他の契約又は当該営利企業等若しくはその子法人に対して行われる行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二条第二号に規定する処分に関する事務(以下「契約等事務」という。)であつて離職前五年間の職務に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

②⑨ [略]

(設置)

第百六条の五 [略]

② 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 [略]

二 第百六条の三第三項及び前条第六項の規定により委任を受けた権限に基づき承認を行うこと。

三 [略]

(再就職等監察官)

第百六条の十四 [略]

② 監察官は、委員会の定めるところにより、次に掲げる事務を行う。

一 第百六条の三第四項及び第百六条の四第七項の規定により委任を受けた権限に基づき承認を行うこと。

二④ [略]

③～⑤ 〔略〕

(任命権者への届出)

第百六条の二十三 職員(退職手当通算予定職員を除く。)は、離職後に営利企業等の地位に就くことを約束した場合(管理職職員等が第百六条の三の二第一項又は第二項の承認を得て特定独立行政法人等又は特定関係法人の役員等の地位に就くことを承諾した場合を除く。)には、速やかに、政令で定めるところにより、任命権者に政令で定める事項を届け出なければならない。

② 〔略〕

③ 第一項の届出を受けた任命権者は、当該届出を行った職員が管理職職員である場合には、速やかに、当該届出に係る事項を内閣総理大臣に通知するものとする。

(内閣総理大臣への届出)
第百六条の二十四 〔削る〕

③～⑤ 〔略〕

(任命権者への届出)

第百六条の二十三 職員(退職手当通算予定職員を除く。)は、離職後に営利企業等の地位に就くことを約束した場合には、速やかに、政令で定めるところにより、任命権者に政令で定める事項を届け出なければならない。

② 〔略〕

③ 第一項の届出を受けた任命権者は、当該届出を行った職員が管理又は監督の地位にある職員の官職として政令で定めるものに就いている職員(以下「管理職職員」という。)である場合には、速やかに、当該届出に係る事項を内閣総理大臣に通知するものとする。

(内閣総理大臣への届出)
第百六条の二十四 管理職職員であつた者(退職手当通算離職者を除く。次項において同じ。)は、離職後二年間、次に掲げる法人の役員その他の地位であつて政令で定めるものに就こうとする場合(前条第一項の規定により政令で定める事項を届け出た場合を除く。)

には、あらかじめ、政令で定めるところにより、内閣総理大臣に政

管理職職員であつた者（退職手当通算離職者を除く。）は、離職後二年間、営利企業以外の事業の団体の地位に就き、若しくは事業に従事し、若しくは事務を行うこととなつた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業（第百六条の三の二第一項第二号又は第三号に掲げる法人を除く。）の地位に就いた場合は、第百六条の三の二第一項又は第二項の承認を得て特定独立行政法人等又は特定関係法人の役員等の地位に就いた場合、前条第一項の規定による届出を行った場合、日々雇い入れられる者となつた場合その他政令で定める場合を除き、政令で定めるところにより、速やかに、内閣総理大臣に政令で定める事項を届け出なければならない。

（再就職後の公表）

第百六条の二十七 在職中に第百六条の三第二項第四号の承認を得た管理職職員が離職後に当該承認に係る営利企業等の地位に就い

令で定める事項を届け出なければならない。

一 行政執行法人以外の独立行政法人

二 特殊法人（法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人（独立行政法人に該当するものを除く。）のうち政令で定めるものをいう。）

三 認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち政令で定めるものをいう。）

四 公益社団法人又は公益財団法人（国と特に密接な関係があるものとして政令で定めるものに限る。）

② 管理職職員であつた者は、離職後二年間、営利企業以外の事業の団体の地位に就き、若しくは事業に従事し、若しくは事務を行うこととなつた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業（前項第二号又は第三号に掲げる法人を除く。）の地位に就いた場合は、前条第一項又は前項の規定による届出を行った場合、日々雇い入れられる者となつた場合その他政令で定める場合を除き、政令で定めるところにより、速やかに、内閣総理大臣に政令で定める事項を届け出なければならない。

（再就職後の公表）

第百六条の二十七 在職中に第百六条の三第二項第四号の承認を得た管理職職員が離職後に当該承認に係る営利企業等の地位に就い

た場合又は第百六条の三の二第一項若しくは第二項の承認を得た管理職職員等が当該承認に係る特定独立行政法人等若しくは特定関係法人の役員等の地位に就いた場合には、当該管理職職員が離職時に在職していた府省その他の政令で定める国の機関、行政執行法人若しくは都道府県警察又は当該管理職職員等に係る同条第一項に規定する国の在職機関若しくは同条第二項に規定する在職機関（以下この条において「在職機関」という。）は、政令で定めるところにより、当該管理職職員の離職後又は当該管理職職員等が当該特定独立行政法人等若しくは特定関係法人の役員等の地位に就いた後二年間（その者が当該営利企業等の地位又は当該特定独立行政法人等若しくは特定関係法人の役員等の地位に就いている間に限る。）、次に掲げる事項を公表しなければならない。

一 〔略〕

二 在職機関が当該営利企業等又は当該特定独立行政法人等若しくは特定関係法人に対して交付した補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二条第一項に規定する補助金等をいう。）の総額

三 在職機関と当該営利企業等又は当該特定独立行政法人等若しくは特定関係法人との間の売買、貸借、請負その他の契約の総額

四 〔略〕

第百九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

た場合には、当該管理職職員が離職時に在職していた府省その他の政令で定める国の機関、行政執行法人又は都道府県警察（以下この条において「在職機関」という。）は、政令で定めるところにより、その者の離職後二年間（その者が当該営利企業等の地位に就いている間に限る。）、次に掲げる事項を公表しなければならない。

一 〔略〕

二 在職機関が当該営利企業等に対して交付した補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二条第一項に規定する補助金等をいう。）の総額

三 在職機関と当該営利企業等との間の売買、貸借、請負その他の契約の総額

四 〔略〕

第百九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一〇十二 〔略〕

十三 第三百三条の規定に違反して営利企業の地位に就いた者

十三の二 第三百六条の三の二第一項又は第二項の規定に違反して特定独立行政法人等又は特定関係法人の役員等の地位に就いた者

十四〇十八 〔略〕

第十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条があるときは、刑法による。

一 職務上不正な行為（第三百六条の二第一項、第三百六条の三第一項又は第三百六条の三の二第一項若しくは第二項の規定に違反する行為を除く。次号において同じ。）をすること若しくはしたること、又は相当の行為をしないこと若しくはしなかつたことに関し、営利企業等に対し、離職後に当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就くこと、又は他の役職員をその離職後に、若しくは役職員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就かせることを要求し、又は約束した職員

二 職務に関し、他の役職員に職務上不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、依頼し、若しくは唆すこと、又は要求し、依頼し、若しくは唆したことに關し、営利企業等に対し、離職後に当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就くこと、又は他の役職員をその離職後に、若しくは役職員であつた

一〇十二 〔略〕

十三 第三百三条の規定に違反して営利企業の地位についた者〔新設〕

十四〇十八 〔略〕

第十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条があるときは、刑法による。

一 職務上不正な行為（第三百六条の二第一項又は第三百六条の三第一項の規定に違反する行為を除く。次号において同じ。）をすること若しくはしたること、又は相当の行為をしないこと若しくはしなかつたことに関し、営利企業等に対し、離職後に当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就くこと、又は他の役職員をその離職後に、若しくは役職員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就かせることを要求し、又は約束した職員

二 職務に関し、他の役職員に職務上不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、依頼し、若しくは唆すこと、又は要求し、依頼し、若しくは唆したことに關し、営利企業等に対し、離職後に当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就くこと、又は他の役職員をその離職後に、若しくは役職員であつた

者を、当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就かせることを要求し、又は約束した職員

三 〔略〕

第百十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第百六条の二の二の規定に違反した者

二 〔略〕

三 第百六条の二十四の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

者を、当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就かせることを要求し、又は約束した職員

三 〔略〕

第百十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 〔新設〕

二 〔略〕

三 第百六条の二十四第一項又は第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者